

(2005年3月24日「追加意見の提出」 岡田 和廣)

1. 大企業との関係

- 日本のある大企業から量産するからといわれ、秘密保持契約を結んだ上である技術に関する特許やノウハウを全て開示したが、契約切れとともに模造品を販売された。中小・ベンチャー企業の知的財産権を尊重しないモラルの低い大企業が多いため、大企業の横暴に泣かされている中小企業は多いのではないか。
- ロイヤルティーで稼ぐ企業にとっては、大企業と共同出願をしても意味が無く、むしろ基本特許をもってそのロイヤルティーで収入を得るべき。

2. 懲罰的賠償制度の導入

- 大企業による侵害し得の状況を解消し、中小・ベンチャー企業の泣き寝入り状態を救うためにも、悪質な特許侵害を行った場合には3倍賠償を認めるべき。
- 大企業と対等に戦うためには、互いの特許法の遵守が必要であり、そのためには特許侵害に対しての3倍賠償のような新たな法制度の整備が必要。